

法制度

1 クリーンウッド法と「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」はどのような関係か。

[答] 林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は、公共調達における環境物品の調達を定めたグリーン購入法に対応するためのもので、業界団体の自主的な取組です。同ガイドラインでは、業界団体による合法木材供給事業者認定及び認定事業者による合法木材証明の発行について定められています。これらはクリーンウッド法とは別の制度ですが、木材の合法性確認等において両制度で共通する部分も多いことから、クリーンウッド法の合法性確認において、同ガイドラインに基づく団体認定による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）を活用できることとしています

2 クリーンウッド法は森林認証制度のように持続可能性や生物多様性、人権等も合法性確認の要件としているのか。

[答] クリーンウッド法は伐採における合法性の確認を行うものであり、伐採が行われた森林の持続可能性や生物多様性等の確認を求めるものではありません。例えば、持続可能な林業でなければ合法的に伐採できないような制度を持っている国や地域であれば、合法的に伐採された木材は持続性も担保されていると考えられます。このように、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等が必ず持続可能性を有するかどうかは、それぞれの伐採地の制度によります。なお取引先の持続可能性等に関する取組状況については、原材料情報に加え合法性確認に用いるその他関連情報としてや、事業者の選定に用いる情報として活用可能と考えられます

8 森林外の樹木（屋敷林や街路樹等）についてもクリーンウッド法の対象か。

[答] 国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただし法の対象外の木材を合法性確認木材等と混ぜて譲り渡す場合は、事業者の利便性の観点から、クリーンウッド法に準ずる方法で合法性の確認ができた場合（この場合は伐採届等の原材料情報となる証明書が収集できないので、“その他関連情報”として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど）、全体を合法性確認木材等として取り扱うことは差し支えありません。輸入材の場合、森林外の樹木においてもクリーンウッド法の対象となります

木材関連事業者

19 第1種・第2種の区分 自ら輸入した木材等と商社等から購入した木材等を用いて家

具等を製造している場合、第1種事業者と第2種事業者のどちらに該当するのか。

[答] 自ら輸入した木材等については第1種事業者に係る義務等が、商社等から購入した木材等については第2種事業者に係る努力義務がかかります。このように、事業形態によっては一法人の中で第1種事業と第2種事業が併存する場合があります。

対象物品

22 木材等クリーンウッド法の対象となる「木材等」とは具体的に何を指すのか。

[答] この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）を指します。具体的には以下のとおりです。

【木材】 ①素材（丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む）、②板材、角材及び円柱材（化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む）、③単板、突き板及び構造用パネル（OSB）、④②③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等。DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）、⑤のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む

※プレカット材も含まれます

【木材等（家具・紙等の物品）】 ①椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの、②木材パルプ、③コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの、④フローリングのうち、基材に木材を使用したもの、⑤木質系セメント板、⑥サイディングボードのうち、木材を使用したもの、⑦戸（主たる部材に木材を使用したものに限り。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限り。）、⑧①～⑦の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

原材料情報

39 政令第1条12号「地方公共団体又は主務大臣が指定する者が、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」の「主務大臣が指定する者」とは具体的に何を指すのか。

[答] クリーンウッド法の原材料情報として活用可能な下記の証明について、大臣の指定する者を告示（令和6年農林水産省、経済産業省告示第3号）において示しております。

○木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明

○森林認証制度による木材に対する証明

40 森林認証制度は原材料情報の証明書として活用できるのか。

[答] クリーンウッド法に活用可能な森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）として、Q39で触れた告示にFSC、PEFC、SGECを定めています。なお、これには森林認証制度によるコントロールウッドも含まれます。

一方、事業者が当該認定を受けているだけでは、取引される当該木材自体の合法性を担保することにはなりませんので、事業者の認定証ではなく、あくまで当該木材が「森林認証制度による木材である」ことの証明（納品書等）が必要です

41 輸入材における原材料情報の証明書はどのようなものがあるか。

[答] 原産国または輸出国における、政府機関または政府機関に準ずる機関（州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体）が発行した合法性を担保する証明書のほか、以下の書類も活用できます。

①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）

②森林認証制度による木材に対する証明 ※ ③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明※

※ 大臣から指定を受けた者による制度であることが必要です

42 原材料情報の証明書について、複数入手できる場合はどのように対応すればよいのか。

[答] 証明書は、最低1つ入手できれば、原材料情報の収集の義務を履行したこととなりますが、リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要であることから、複数の証明書を入手できる場合に、信頼性や簡明性を踏まえ、より適当な証明書を活用したり、複数の証明書を収集したりすることが重要です。

合法性の確認

49 合法性の確認とはどのように行うのか。

[答] 第1種事業者は、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）及びその他関連情報を踏まえて合法性を判断します。原材料情報が揃えばあれば機械的に「合法性確認木材等」となるわけではありません。逆に原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断しうる可能性もあります。なお合法性確認の単位は任意となります。必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はありません。ただし確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となることにご留意ください。また、譲渡しを行う前で合法性確認を完了させることも必要です

50 合法性の確認に使用するその他関連情報とは何か。

[答] 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要です。これには国が提供する情報（国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など）、取引実績、取引先の合法伐採木材等に関する取組情報（取引相手が受けている事業者認定など）、譲受け等をした木材等の数量、伐採地の違法伐採状況に関する報道や報告書等（人権尊重や持続可能性に関する情報を考慮することも可能）が該当します

51 原材料情報の証明書が収集できなかった場合、「合法性確認木材等でない」となるのか。

[答] 全ての原材料情報が収集できなかったことをもって機械的に「合法性確認木材等でない木材等」となるわけではありません。原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断しうる可能性もあります。収集できた情報に加え、先述の「その他情報」を踏まえて合法性確認木材等か否かの判断を行ってください

52 「家具、紙等の物品」について、どのように合法性の確認を行えばよいのか。

[答] 取り扱う「家具、紙等の物品」の原材料である木材や木材パルプについて、その原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことの確認を行うこととなります。椅子、机、棚などについては主たる部材について合法性の確認を行えばよく、その他部品（ダボなど）について合法性の確認を行う必要はありません。家具に関しては、Q26に記載の家具・紙等のガイドラインもご確認ください。

53 合法性確認木材等ではない木材等 合法性が確認できなかった木材等は流通できなくな

るのか。

[答] 「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、国内を流通する木材等のうち合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています

54 合法性確認木材等ではない木材等 合法性の確認を行う単位において、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等とが混在したものは、合法性の確認ができたものとして取り扱うのか、あるいは、合法性の確認ができないものとして取り扱うのか。

[答] 合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等が混在したものをまとめて合法性確認を行う場合には、「合法性確認木材等でない木材等」として取り扱います

55 紛争木材紛争木材の合法性確認に関し特別な措置が必要か。

[答] 紛争地からの木材に関しても、その他の産地の木材と同じ方法で合法性の確認が行われることとなります。ただし合法性の確認はニュースなどの関連情報も踏まえて行われるべきであるため、紛争地からの木材についてはより慎重に合法性確認がなされるべきと考えられます

記録の作成・保存

56 第1種事業者が行う「記録の作成・保存」とは何を記録するのか。

[答] 記録すべき内容は以下（1）（2）（3）です。

（1） 収集した原材料情報の内容

（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書、ベイマツ／カナダ／FSC）

- ① 樹種：取引において通常用いている名称（Q33、34を参照）
- ② 伐採地域：国名。国産は、A.国産、B.都道府県、C.市町村など
- ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）

（2） 合法性確認木材等であるか否か

（例 合法性確認木材等／合法性確認木材等ではない）

（3） 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録

例1 ○○という関連情報を用いて判断した

例2 収集した原材料情報が真正であると判断した

例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した

例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者

であることを踏まえて判断した

57 方法原材料情報が収集できなかった場合、どのように記録するのか。

[答] 収集行為自体を行ったことが分かるようにしておく必要がありますので、収集を試みたが収集できなかったことを記録します。

情報の伝達

58 第1種事業者から第2種事業者への情報伝達（義務）とは何を伝えるのか。

[答] 第1種事業者から伝達すべき情報は以下（1）（2）です。

- （1） 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨（例：全ての原材料情報を収集した）※1、※2
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）

58 第1種事業者から第2種事業者への情報伝達（義務）とは何を伝えるのか。

[答] 第1種事業者から伝達すべき情報は以下（1）（2）です。

- （1） 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨（例：全ての原材料情報を収集した）※1、※2
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- （2） 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性 確認木材等ではありません）

※1 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例1：スギ、宮崎 県、伐採造林届出書、例2：樹種不明、米国、PEFC） ※2 ①②もしくは※1の情報を伝達すれば、証明書そのものを添付する必要はありません。その一方で、証明書そのものの提供をもって伝達とすることは可能です。

66 FIT/FIP 事業者、建築事業者 FIT/FIP 事業者や建築事業者等も木材関連事業者とのことだが、売電先や施主等に情報伝達する必要があるのか。

[答] 売電先や施主等に譲り渡す電気や建築物は木材等に該当しないため、情報伝達は必要ありません。ただし、FIT/FIP 事業者や建築事業者は木材関連事業者に該当するので、第1種事業者であれば合法性の確認、記録の作成・保存は義務、第2種事業者であれば情報の受取、記録の作成・保存は努力義務となります（登録事業者であれば努力義務にも対応いただく必要があります。）。

67 第1種事業者が木材や木材製品を譲り渡す際は、常に 情報伝達の義務が発生するのか。
[答] 譲り渡す物品がクリーンウッド法の対象物品であり、かつ木材関連事業者に譲り渡す場合に義務が発生します。なお、対象物品を譲り渡す場合にあっては、木材関連 事業者以外の事業者（消費者と同様に購入するだけの事業者、クリーンウッド法対 象外物品を製造する事業者など）や消費者に譲り渡す場合の情報伝達は努力義務となります。また、海外の事業者は木材関連事業者にあたりませんので、木材等を輸出する場合も、情報伝達の義務は発生しませんが、努力義務の対象となります

定期報告

68 第1種事業者が行う定期報告の対象となる「一定規模 以上」の基準は。

[答] 定期報告の対象となるのは、第1種事業として譲り受けた区分①～③ごとの量が基準以上の事業者です。

区分1 : 国産材（丸太）の総量 3万m³

区分2 : 輸入した「木材」を丸太換算した総量 3万m³

区分3 : 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量 1.5万トン ※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当します

※家具等は「主たる部材」以外の部材も含めた重量です。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量です

69 一定規模以上の第1種事業者が行う定期報告は具体的に何を誰に報告するのか。

[答]

1. 報告内容 ① 第1種事業者として譲り受けた木材等の総量 ② ①のうち合法性確認木材等の数量
2. 対象期間・報告方法・報告期限
 - (1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）
 - (2) 報告方法：メール、書面、システム
 - (3) 報告期限：毎年6月末日
 - (4) 報告先：
 - ① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣
 - ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
 - ③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣 ※1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末日までに行っていただくこととなります

72 具体的な報告内容や様式が知りたい。

[答] 基準の区分毎に以下（１）（２）について報告いただきます。

（１）譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を下記の種類別に報告

① 【区分１、区分２】木材の単位：任意 木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分３】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一） 家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※ 自家消費や第２種として譲り受けた木材等は報告不要（合法性確認義務に係る木材等のみ報告） ※ 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいで合算は不要

※ 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

（２）（１）のうち合法性確認木材等の数量

① （１）で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

様式は林野庁クリーンウッド・ナビに掲載予定ですが、任意の様式に上記事項を整理いただいても構いません

73 家具について「主たる部材」のみが報告対象となるのか。

[答] 家具は「主たる部材」と「部品」で構成されており、「主たる部材」も「部品」も木材を使用している場合でも、主たる部材のみが合法性確認の対象となります。従って定期報告における「合法性確認木材等の数量」については主たる部材のみをカウントして計上して記載してください。

一方、定期報告における「第１種事業者として譲り受けた木材等の総量」については、家具においては、「主たる部材」以外の重量も含まれます。（ただし、部材ごとに輸入する場合は「主たる部材」のみの重量です。）

なお、主たる部材のみを切り離してカウントできない事業者の場合、その場合に限り、家具等全体の重量でカウントしても差し支えありません。

その場合、合法性確認木材等ではない木材等が部材として入っている場合、その家具は「合法性確認木材等ではない」扱いとします

木材関連事業者の登録

83 登録クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録は義務か。

[答] 登録は任意です。